

○停職者の取扱に関する達

昭和29年7月1日
海上自衛隊達第5号

改正 昭和53年8月28日 海上自衛隊達第34号〔第1次改正〕

昭和60年12月21日 海上自衛隊達第28号〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達1条による改正〕

平成18年3月31日 海上自衛隊達第14号〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係自衛隊達の整理に関する達第1条による改正〕

停職者の取扱に関する達を次のように定める。

停職者の取扱に関する達

(目的)

第1条 この達は、海上自衛隊に勤務する職員のうち、停職中の者（海将若しくは海将補たる海上自衛官又は行政職（一）7級以上の事務官等で6日以上停職を命ぜられた者を除く。以下「停職者」という。）に対する取扱いに関して規定することを目的とする。

(特に命じて職務に従事させることができる場合)

第2条 自衛隊法（以下「法」という。）第47条第2項により特に命じて停職者を職務に従事させることができる場合は、法第76条の防衛出動、第78条の命令による治安出動、第81条の要請による治安出動、第83条の災害派遣及び第83条の2の地震防災派遣の場合並びに職務の性質上他の者をもつて代え難いときで特に必要とする場合に限る。

(職務に従事することを特に命ずる権限を有する者)

第3条 停職者に対して職務に従事することを特に命ずる権限を有する者は、当該処分に関する懲戒権者（以下「懲戒権者」という。）とする。

(職務に従事させる場合の手続)

第4条 懲戒権者が停職者を職務に従事させる場合は、個別命令をもつて命ずるものとする。

(停職者の自粛)

第5条 停職者は、懲戒権者の指示するところに従い、停職処分の趣旨を体し、不謹慎にわたることのないよう自粛するものとする。

(営舎外居住の停職者に対する監督の方法)

第6条 懲戒権者は、営舎外居住の停職者に対しては、日誌の提出その他の方法により自粛の状況を監督するものとする。

附 則

この達は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和53年8月28日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第10条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。

2 この達（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則〔防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月1日から施行する。